

ら、先ほどの数値の報告によりまして死亡事故が市内において一件あるとか、さまざまな交通事故の件数が出されておりますけれど、やはり市民そのものの安全を守り、生活そのものを守っていく、あるいは死亡事故を絶対出さないというのは、市長として最大限やっていかなければならない立場におられるというふうに思います。

これについて御相談、検討しながら警察の方に話しに行ってお願ひしていきたいということでありまして、答弁の内容は非常にいまいち弱いような雰囲気を受けております。市長としては市民の安全を守り、生活を守っていくために、全力で取り組んでいかなければいけない。交通安全はそういったほかの議員からも多く出されておりますし、これは何とかして最大限問題点のあるところは直していくというふうなのは多く出されているというふうに思います。

そういう面では全力で、できれば手押し信号を設置し、さまざまな問題であれば最低限横断歩道なり、それを設置していくということと頑張っていたきたいというふうに思います。市長の再度それに対する姿勢を明確に答弁していただきたいというふうに思います。

○市長（田村匡雄君） 自席から大森議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点の小型原子炉配備計画についてでございますけれども、これは先ほど申し上げたとおりで、新聞等で数紙四月に出たわけでございまして、その後どうなっているかということは全然わかりませんので、また、このようなことは大変なことだと私も思っているわけでございまして、もちろん、この中では日米合同委員会とか地位協定とか、あるいは国会でも非常に大きな議論が生まれて、それからいろいろと配備する飛行場とか、そういった基地への対応が迫られると、こういうことだと思っております。この件については先ほど申し上げたとおり、その結果を見ましてから、また私どもも議会とも御相談し、これは非常に大きな問題でございますので対応の仕方が大変ではないかというふうには考えておるわけでございます。

それから、国家秘密法についてでございますけれども、この関係も先ほど申し上げたとおり、非常にいろいろと議論が出ておるわけでございまして、私どもの代表者でございます代議士の方等がいろいろと審議をしております、本回はこれは議題にならないというような話が出ておるわけでございまして、やはりそういったことで私どもも安心しているわけでございますけれども、ひとつ十分に審議をしていただきたいというふうに私どもは思っているわけでございます。ほかの件については担当から答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○市民部長（小野光朗君） それでは、先ほどの騒音についての再質問に対する御答弁を申し上げます。

確かに市勢調査等によりましてそういう御意見があったかとも記憶しておりますが、また反面、福生の市民で住んでいてよかったという御意見もまた多々あったというふうに記憶しております。いずれにしても、騒音という問題が主観的に人によってまた違ってくるという問題もあるんだと思っておりますけれども、今後どうするかということはまた考えていかなければいけないかと思っております。

ただ、段丘が今一番上段になっております。あれはたしか立川段丘、多摩川段丘、拝島段丘、何かあったと思うんですけれども、ともかく一番高台にあって割と高い段丘沿いに滑走路があるという意味で、割と福生市の騒音というのは低かったというふうな実態があるんじゃないかと思っております。そういう経過等もあって、まだ現在取り組んでいなかったという状況だと思えます。

また今後も、そういう市民の要望等をもう一度確認しつつ、また今後もさらに検討を加えていきたいと思えます。それから、あと交通安全でございますけれども、公安委員会の方に警察庁が要望をするわけでございます。その際、地元がそれに対していろいろと事前にお願ひに上がるわけでございますけれども、何しろ東京都の公安委員会の信号等の予算というのが非常に限られているようでございます。それで、よほど長く根強く、辛抱強くというんでしょうか、そういう意味で交渉をつなげていかなければならぬという実態もあるようでございます。

なお、御指摘の点、十分理解できると思えますので、今後もそういう意味で努力を加えていきたいと思えます。以上でございます。

○二番（大森 進君） ただいま答弁をいただきましたけれども、小型原子炉配備計画について、市長としては非常に大きな問題だということに言っておりますけれども、これは、やっぱり具体的に出てくるのはもうちょっと先になるのは事実であります。今出てきているかどうかの問題じゃありませんから、しかし、この問題について今後出されてくるであろうというふうに十分予想されることです、はっきりしているわけです。極めて高いし、実際にアメリカの場合、そういうふうな報道しちゃうとほとんどそれを実践しますから、アメリカの軍隊はそういうだけのものを持っております。だから、私としては市長の現在のこの問題に対する市長、今現在の考え方を聞いています。よろしいですか。ほかの方でいろいろ出されてきて、さまざまそれは国政レベルの問題になるのは決まっているんです、それはわかってい

るんです。だから国政で判断したからそれはしようがないんだとか、そういうように考えるんじゃないかと、一帯地元の基地のある所に、そこに配備されるかもしれないわけです。横田基地の位置から見まして、アメリカの軍事戦略の位置から見れば輸送基地ということで日本における基地の中でも極めて中心核をなしているわけです。当然そういう位置を持っている基地に配備しないわけはないわけです、私に言わせれば。するわけです。核ですから、核を運んで飛行機に乗って飛んで来て、それで落っこちた、それで終わりなんだよ。

そういうふうな問題が出されてくるであろうというふうにわかっているんだから、まず最初に市長が態度をはっきりしておく必要があるというふうに思います。反対するのなら反対。それでほかの方に具体的な話が出た場合にすぐ対応がとれるように、相手が向こうの方から、国あるいはほかの方から話が出来て対応をとるのではなくて、まず地元の自治体として、こういうものが出たら即座に対応をする、そういうことが重要だということふうに思っています。だから、現在の市長の小型原子炉配備計画についての考え方、それそのものをお聞きしたいというふうに思います。

次に、騒音についてでありますけれども、住んでよかったというふうな形の人もいるというふうな回答をされましたけれど、それはいるでしょう。福生は好きだというのはいるに決まっているんだから、いるから住んでいるんであって、私が言ったのは横田基地に対するアンケートなんです。福生そのものが好きか、嫌いか、そういうような話じゃなくて、基地問題に対するアンケートでお話ししたわけです。よって、その基地問題に対する騒音の対策をしてほしいというのは七三％にも及んでいるんだと、圧倒的の市民の人たちの声ではないかと。その声に対して実際に横田基地周辺に皆さん、あそこに行って寝泊まりしているわけじゃなくて、市内全域で生活しているわけですから、その生活圏の中における騒音問題の対策をしてほしいというのが圧倒的声じゃないですか。

それに対して、今後取り組んでいく——いなかったということでありますけれども、市民に対してそういうものをやっていくかどうか検討したいというふうな考えでいますけれども、この騒音問題は検討云々の話じゃないでしょ。やらなきゃどうするんですか。市民が苦情を言っても、それは市がどういうふうな地域に答弁するんですか。ここはどのくらいの科学的データがあるんだと、これについてはそれに見合った政策を実施しているんだというふうなことになるわけでしょう。ないものに対策あるいは防音対策をどうやって施すんですか。施しようがないでしょう。だから、そういうものは市として当然把握していなければいけないし、そういう科学的データを持ち得ていなければいけないわけです。それを現

在まで事実上やっていないわけですから、そういうことではないのかどうか問題があるわけです。検討していく等の答弁じゃなくて、今までやってこなかった原因を明らかにしていただきたい。あるいは市民の声を聞いていなかったのかどうなのかを明らかにしていただきたいと思えますし、検討してこれを実施するのであれば、実施する方向で具体的にどういうふうに進めていくのか、それについての姿勢をお聞きしたいというふうに思います。

国家秘密法の関係についてなんですけれども、市長の答弁では国政レベルでの代議員、代表者が審議していると、マスコミでも現在の内閣といいますが、そちらの方では出されてこないだろうというふうなことを報道されておりますけれども、市長もそういった流れの中で出されないんじゃないかというところについて安心していらっしゃるというふうに言っているというふうに思いますけれども、国の政治家が信用できればだれも苦労してないんであって、大体地方自治体あたりは皆さん、まじめですから一生懸命やっていると、思いますけれども、なかなか国の政治家は信用できないというのは市民の大きな声でもあります、私もよくお聞きしますから。そういう面では出さないんじゃないかというふうな報道があったところ、出すこともあり得るわけです。

だから、そういうふうな形で市長の対応ではなくて、きちっと市民の立場からどうすべきか、はっきりその見解を再度お聞きしたいというふうに思います。

安全問題については、ぜひ全力で対応していただきたい。予算の関係もありましてなかなか難しいとは思いますが、一番いいのは、やっぱり手押し信号機を設置するのが一番いいというふうに思います。もし、今後こういった問題で対策をしていくにしても、手押し信号機が難しければ、少なくとも横断歩道でありますとか、道路標示、そういうものができるように全力で取り組んでいただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。以上です。（休憩だろー）と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 三時五分まで休憩いたします。

午後二時五十四分 休憩

午後三時五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（田村匡雄君） 大森議員さんの御質問に自席で答弁させていただきます。

第一点の小型原子炉配備についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおりでございます。私どもは信頼している代議士の先生方が国会で、もしかこういったものが配備計画等がありましたならば、国会で非常に論議されるものというふうに解釈しているわけでございます。

どのようになっているかということは、新聞で四月七日に報道があっただけで、全然わからないものでございまして、そういったものについて不確定なものでございますので、どうのこうのということは申し上げられませんというのが私の考えでございますので、よろしくひとつお願いしたいと思うわけでございます。

それから、国家秘密法においても先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○市民部長（小野光明君） それでは、さっきの米軍基地の騒音についてでございますけれども、先ほど来の市長の答弁、それと私の補足答弁のとおりでございます。現在の測定については、国に対する要請活動の一つの資料としてやっておるわけでございます。

なお、先ほど御説明しましたとおり、現状ではもう少し検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○二番（大森 進君） 非常に簡単な答弁でございますけれども、横田基地の小型原子炉配備計画については、市長がやっぱりみずから姿勢を示して、こういった市民の生命にかかわるような計画が発表されているというものに対して、市民の立場、生命を守っていく市の代表としてどうしていくのかと、まずその見解を真っ先に明らかにする必要があるのに、国の判断に任せる、そういったあいまいな、不透明な対応ではいけないというふうに思います。これについてはきちっと今後とも問題点になってくるであろうというふうに思いますし、市長として明確な姿勢を打ち出す必要があるのではないかとこのように思います。また、その姿勢を早急に打ち出していただきたいというふうに要請しておきたいというふうに思います。

あと、国家秘密法についても同様な答弁でありましたけれども、基地問題と同じですけれども、やはり市民の立場に立って市長がみずからどうするか、そういうふうなところが、全然国家秘密法の問題についても感じられないわけでありま

す。まず、自治体として市民の今後、もしこういった法律が制定されるようになれば、生活権そのものが脅かされる、また基本的人権が侵されるという内容になるわけですから、市長の明確な姿勢を、また考え方を、やはり市民全体に明らかにしていく必要があるというふうに思います。そういった面で早急に市長の姿勢をあらゆる場で明らかにできるように要請しておきたいというふうに思います。

あと、騒音についてでありますけれども、具体的に市の行政を行っていく立場でありながら、今までその調査をやったことがなかった。事実出されていないわけですからやってもなかったわけですね。それは、やはり市の行政として取り組んでいかなければいけない課題であるし、事実上それをやってもなかったというのは市長の、言葉は悪いようですがすけれども、怠慢ではないのかというふうに私は感じざるを得ません。

この問題は、常日ごろ私たちが生活する中で騒音は現在つきまといっているわけですから、今後ともこの課題についてはお聞きしていくようにしたいと思いますけれども、具体的に調査をするなり、今後、その調査に基づいて市民の声を吸い上げ、それを解決に向けて努力していくことが必要だというふうに思いますので、そういった意味で追求、あるいは政策を実施するように要請して、終わっていききたいというふうに思います。以上です。

○議長（村尾栄次君） 次に、一番田村正秋君。

（一番 田村正秋君登壇）

○一番（田村正秋君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。

全部で四点です。一番先に市民プールにつきまして、身体障害者の利用対策について質問させていただきます。夏期のプール利用は、昨年は雨が多かったために減少したものの、年々利用者の人口がふえております。そして、この三多摩近郊にもまれな立派な建物であります。それと同様、身障者の利用もふえ、特に養護学校の夏期休暇に伴いまして市営プールの利用が少しずつではありますがふえております。

障害者が水に入ることには我々健康者が水に入ること以上に有意義でありまして、リハビリテーションの役目や精神的なストレス解消に至るまで大変よい効果をもたらしていると聞きます。先日、私が市営プールを拝見いたしました限りでは薬液槽の手すり、また浅いプール、これは楕円プールですが、等の開放の配慮がなされておりましたが、更衣室のことに

なりますと、現状は障害者用のトイレ、あるいは医務室で行われるとのことでございます。本来、意識としては健常者と同じ気持ちで接し、同じ扱いでなくてはならないのですが、重度の障害者となると更衣室の時間もかかるし、場所は健康者の二倍三倍もスペースが必要とされています。

福生市は現在、障害者団体に所属する人だけでも百八十名います。これらのことから考えても、いかに障害者のために施設が重要であるかということがわかりただけだと思います。一般施設に関しては他市に比べて改良されているのですが、身障者の使用施設に不備があっては福祉の片手落ちであると思うのです。いま一度改善の余地があると考えております。

まず第一点として、市営プールの更衣室問題をお尋ねいたします。

今後の利用対策に関する考えを伺いたいと思います。

二点目としまして、市民会館につきまして、市民会館小ホールの利用と施設の補修について御質問いたします。

最近、さまざまな目的で市民会館小ホールの使用要望が特に多く、現実の問題として小ホールの使用内容が取り上げられています。小ホールは二階にあるため周りの部屋に及ぼす影響が多く、現在のところアンプ類等増幅機を用いた演奏活動ができないことになっています。

小ホールは大ホールと違い、収容人数が約二百六十名で、小規模の会合、コンサート等に使いやすく特に注目を集めているのですが、前の事情で現在のところ、音の大きなコンサート等には貸し出されておりません。現在の文化需要の多様化を考えまして、近い将来、さらに小ホールの利用が多くなり、当初の使用目的とは当然変わってきているわけであります。

今後、福生の活発な文化活動の中心となる小ホールであることは明白であります。前にも述べたように、現在の会館使用内容と市民の要望とを照らし合わせて、いま一度使用規則同様に建物としての改善工事が必要な時期となっていると思われまます。そして、全般的な補修計画についてお尋ねしたいというのが二点目です。

今後、市としてはどのような立場で現在の市民会館に対処するか、お聞かせください。

次に、三点目なんですが、交通安全対策についてお伺いします。

第一小学校横押しボタン式信号の改善と交通安全対策について、市内における交通安全対策としまして質問いたします。

国内の事故率は過去数年減少の傾向にありながら、また、この二、三年で増加傾向を示すという第二次交通戦争の様相を呈しております。しかるに我が福生市もその例外ではなく、市内のさまざまな地域で頻繁に事故が起こっております。特に、学校周辺における事故は確実にその数を減少させなければならぬのであり、まず第一小学校周辺における具体的な交通安全対策について御質問いたします。

第一小学校は新奥多摩街道に面しており、その付近における軽車両及び原付バイクと自動車との小さな事故が最近続発しております。昨今の新奥多摩街道の交通量は、車の需要とともに増加傾向にあり、また朝のラッシュ時におきましては、第一小学校及びその裏の都立保育園への通園時間でもあり、その影響を大きく受ける形となっております。当然、子供たちには危険が迫っているわけで、現在、一小前の信号を時差式の信号とか時間をおくらせるとか等のスクールゾーンでの交通安全ということが問題となっております。これは市民からの通告も受けております。市としては、スクールゾーン対策として、どのようなものを設けてきたか、また、このような市民の訴えに対してどのように対処するかの御見解をお聞かせ願いたく思います。

四点目としまして、音楽著作権協会の支払いについて、日本音楽著作権協会における使用料問題の考え方についてお伺いします。

昨年十一月二十一日に市民会館小ホールにおいて、飲食店を対象に日本音楽著作権協会から音楽を使用する営業に関して使用料をとるという説明会がありました。その内容は、協会そのものがあいまいであるのと同様に、料金の決め方や、今まで払わなくてもよかったものが支払うことになった理由が全く明らかにされず、その意図をくむことができなかったものであります。このときは話し合いということで集められたはずなのですが、結局一方的に要求をたたきつけられただけで終わりました。

そして腑に落ちない内容というのは、具体的に申しますと、契約を速やかに済ませた店については一割を割り引くということを認め、賛成する組合の者にはそれ以上の優遇処置が与えられ、反対している者に対しては個別に話し合いの場とこのを持つということで説得されてしまいました。半ば強引と言えるやり方で、それがその一例です。

福生市としては、この音楽著作権の使用料問題につきまして、どのように考え対処するか、御答弁ください。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長（田村匡雄君） 田村議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点の市営プールについて、次に市民会館については教育委員会から答弁をさせていただきますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思ひます。

次に、交通安全対策についてでございます。

第一小学校横の押しボタン式信号機の改善と交通安全対策でございますが、信号機につきましては先ほど大森議員さんの御質問にお答えしましたように、市の権限でございませんで、周辺対策も含めまして警察へお願いしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、音楽著作権問題でございますが、この使用料に対する御質問でございますが、客席五坪 十六・五平方メートル以上の店でカラオケを装置し、客に歌唱させている社交、飲食業の方は、著作権法に基づき、本年四月一日より日本音楽著作権協会と許諾契約を結び、使用料を支払う制度が実施されております。実施に際しましては、既に関係の社交、飲食業界と当該協会との協議も十分行われて実施されているとのことでございしますので、この件につきましては私の考えを差し控えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、二点について御答弁させていただきます。

まず、第一点の市営プールの身体障害者の利用対策についての御答弁でございますけれども、御案内のとおり市営プールにつきましては昭和四十八年にオープンしたわけでございます。その間、まず年寄りや子供用プール等を増設し、毎年七月から八月にかけて二ヵ月間、日数にいたしますと六十二日間でございますけれども、多くの市民の方々に御利用いただいているところでございます。また、六十年代におきましては、御案内のとおりスライダーのつきました変形プールも増設し、完全に泳ぐことのできない子供たちには、あるいは教育委員会が主催いたします身体障害者の水泳教室等に利用していただいているところでございます。

御質問の身体障害者の更衣室の設置でございますけれども、例年身体障害者が入場されます場合につきましては、軽度の方につきましては健常者と同じ更衣室を利用していただいております。一方、重度の方につきましては御指摘のとおりでございます。保健室等を御利用させていただいております。また、毎年実施しております水泳

昨年の身体障害者の入場を見ますと、ごくわずかの方に御利用いただいております。また、毎年実施しております水泳

教室等があるわけでございますが、重度の方の参加もございしますので、施設の設置する場所等を研究してまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしくどうぞ御理解のほどをお願いを申し上げます。

次に、市民会館の施設の小ホールの利用と、それから改修と補修につきまして御説明させていただきます。

御質問でございますが、御承知のとおり、市民会館は市民の芸術創造文化の拠点として多くの関係者の英知を集めて五十二年に完成させていただいたわけでございます。市民会館は、本年六月で開館以来十年を経過するわけでございます。その間に多くの利用者を初め、各種団体の利用をいただいたわけでございます。

参考到大ホールの利用日数、それから回数をお願いしますと、日数では延べ五千六百回に達しております。利用者数につきましては延べ百四十四万五千人の方々に利用していただいております。また、その他の会議室、あるいは集客室等があるわけでございますけれども、延べで申し上げますと六十七万八千人という多数の方の利用をいただいておりますのでござい

ます。

そこで、第一点の小ホールの御指摘でございますけれども、小ホールの使用目的は、当初、舞踊、講演とか、それから映画鑑賞と、ソフトな催しを目的とした舞台でございます。舞台面積で申し上げますと百十平方メートル、客席は百九十八平方メートルの二百六十席でございます。

その改修でございますけれども、小ホールそのものは二階部分にございます。特に防音工事の措置はしてありませんので、激しい音が出る演奏については対応できるホールではございません。そういう関係で、ピアノの発表会とか、それから合唱等にご利用されておるわけでございますけれども、ロックバンド等の大きな音を出すものにつきましては、下の会議室、調理室とか、いろんな音楽室があるわけですが、それらに漏れます関係もございしますので利用を御遠慮いただいておりますのでございます。

大ホールにつきましては音量等の制限は特にございませんので、できますればそちらの方を御利用していただきたいと思います。いうふうにご指導申し上げておるわけでございます。

そういうことで、小ホールを防音機能を持った完全施設に改造するというふうなことは不可能でありますので、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それから、二点目の補修でございますけれども、十年経過いたしますと施設の破損も大分出てまいります。部分的な小

さな補修につきましては毎年度実施してありましたけれども、大規模な補修につきましては、現在のところ一度も行っておりません。しかし、十年経過しますと規模的なかなりの大きな補修をこれから施工していかなければならないだろうというところでございますので、特に屋上の防水改良工事等できるだけ早く施工したいというふうに考えております。

具体的な補修計画については、実施計画に基づきまして来年度から実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくどうぞ御理解のほどお願いを申し上げます、終わります。

○一番（田村正秋君） 自席から失礼いたします。

市民プールにつきましては今御答弁がございましたが、もう既に夏期のプールが開催されようとしております。そうしますと、当然身障者の方が訪れるのは明白でございまして、すぐにその更衣室をとということではないと思いますが、とりあえず現在あるトイレ、あるいは医務室で更衣が行われているわけでございしますから、そのすのこを敷くとか、マットを敷くとか、何らかのそういう対策につきまして具体的な考えをお聞かせください。

それから、市民会館につきましてはでも、毎年その内容というものは、やっぱり時代とともに変わって来ると思っています。したがって、需要というのは、やはり大ホールより小ホールの利用の方が、市民としまして使用料が安いという関係もございまして、とても手ごろだという皆様のお考えがございします。したがって、市民会館の小ホールの防音に関しまして、前向きにお考えを述べていただきたいと思います。

それから、交通安全対策に関しまして、きのう会議が終わりまして帰りましたところ、そうしますと、どういうわけか一時停止の赤い標識が四つついていてるわけですね。これで答えが出てしまったのかと私どもは感心しているんですが、あくまでも小学校横というのは標識をつければいいという問題ではございせんし、朝晩の送迎の通園の方々、それから朝晩本当に大きな渋滞というのは二回なのでございしますが、それによる事故というのが現在多発しております。私ども、目の前でそういったものを見ておまして、きのう帰りましたら一時停止のそれが四つついてました。それだけで答えが済んでしまうというのは大変に話を何かはぐらかされたような気がしまして、私どもが要望しているのは、あくまでも信号機の改善、できましたら時差式の信号機の設置、または押しボタンの早く改善するような方向にもって行ってほしいわけでございます。

それから、音楽著作権問題につきまして、福生市は戦後四十二年にわたりまして特に飲食店が多いわけですから、この三多

摩地区に関しても福生市が特に多いという。私も以前からこの著作権問題につきましては随分調べたんですが、昭和四十六年の一月一日からこれが施行されているんですが、日本全国いろいろと調べましたけれど、今まで裁判によって決まるという方法なわけでございます。あくまでもケース・バイ・ケースの形なんです。現在、東口商店街におきまして、もう一部支払う方向に向かってしまっているわけでございします。現在の商店街の状態もありますし、一たんこれを許してしまふとさまざまな形で小売店並びに飲食店等にこの問題が波及してくると思ひます。

これも国家レベルかもしれませんが、あくまでもやっぱり福生市の問題でありまして、私たちの生活権にかかわる問題だと思ひます。この点につきましてもう一度御答弁をお願いいたします。

○市長（田村匡雄君）

自席からお許しをいただきまして御答弁を申し上げます、民民の関係でございまして、私どもの市

著作権の問題でございしますけれども、これはおわかりだと思ひますけれども、私どもの市の行政の外のことでございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○教育次長（古谷正夫君）

プールの更衣室の関係でございしますけれども、昨年利用していただいた方につきましては、トイレだとか、それから休養室で利用していただいたわけでございします。その中で御指摘の点のとおり、すのことかそういうふうなものを七月から開設するわけでございします。十分間に合わせるように準備いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、市民会館のホールの関係でございしますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、二階にホールがあります。下には予備ホビー室だとか、それから音楽室、その他いろいろあるわけでございします。このスラブを直さないと二階防音工事は不可能であるというふうな状況から、もし改築する場合については、大ホール以外全面的に改築するというふうな状況でございします。現在の段階におきましては、それらについては考慮してないというふうなことでございします。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○一番（田村正秋君）

市民プールにつきましては、すのこを敷いていただくということでしたが、音楽著作権問題に関しては、とにかくこれは重大な問題だと思ひます。そして、今福生市は経済的に大変悪い立場になっておりますが、この条例が施行されてしまいますと、また経営者の負担が大きくなる、そして現在、レコードなりカラオケを買っているわけでございしますが、そしてまた、その使用料を払うということになりますとこれは二重取りの形になりまして、一

般消費者の方も大変に迷惑する問題でございます。

次に、交通対策でございますが、実際やはり、もう毎日のように細かい事故が起きているわけでございます。先ほどの大森議員のお話もございましたが、あくまでももう死亡事故が起きてしまったら遅いわけでございます。その死亡事故が起きる前に何とかこの対策を考えていただきたいと思ひます。

それから、市民会館の小ホールにつきまして、防音対策というのは、私どもでちょっと調べさせていただいたんですが、とりあえずドアの防音をすべてにわたってやっていただくと、そしてダクトについても防音していただければ今までと違つう形で演奏活動なり使用ができると思ひます。その点につきましてもう一度お考えを聞かせてください。

○市民部長（小野光朗君） それでは、二点だけ御答弁申し上げます。

まず、一点目の著作権の問題でございますけれども、何分にも市としては、この著作権の問題はなかなかなじまないところがあるんでございますけれども、ただ外国とかの状況あるいは日本の著作権の法というものは非常に何か外国よりは低い状況になっているという話を聞いております。著作権というものが文化のレベルというものをあらわすいたしますと、なかなか難しい問題があるんだと思ひます。

また公的機関の解釈とか判断を聞いてみますと、昭和五十四年八月にも著作権法で上映権、演奏権というのがやはり訴えられたんですが、却下されて著作権が適用になったとか、それから、五十四年の十月にも同様の事件、あるいは五十八年の三月でも文化庁の判断とかの著作権法の法の解釈というのが裁判所等によって確認されているようでございます。さらに、最近でもやはり五十七年、それから五十九年、六十一年までもそういうふうなものが何かいろいろとトラブルがあったようでございますけれども、いずれも裁判所の判定というのは著作権法が守られているということでございます。

そういう意味からいたしますと、市としては、なかなかこの問題について立ち入るのは控えなければならぬんじゃないかと思ひます。

それからあと、テープでとられているのに、利用するのにまた払ふ必要かということについては、何かこんなふうな表明がなされております。それは、カラオケテープ等の製造業者が、カラオケテープを制作する場合には当然その著作権は払わなければいけない、ということですが、それと、カラオケテープを今度お店で営業用に使用する場合には、そのテープとは全く別な判断なので、これについても適用するんだというふうな解釈のようでございます。

何分にも福生のまちの中で飲食店の方は非常にたくさんありまして、いろいろと市の経済振興をやっていたわけでございますけれども、そういう意味でいきますと、営業というものとこの著作権との絡み、それと裁判所の問題とか国の解釈というふうなものを見ますと、市としては、まことに申しわけないんですけど、当面見合わせていただきたいと思ひます。

それと、あと信号のことでございますけれども、第一小学校のわき、何か四つだか赤い一時停止がついたと——ちょっとまだ事務局では確認してございませんけれども、いずれにしても時差式信号にしても押しボタン信号にしても、市としても前にも何回か警察の方に要望を申し上げておるんでございますけれども、なかなかあそこその地形とか、それと栄通りから消防署へ行く道の間隔とか、そこにある信号の問題とか、いろいろと警察の方でも難しいようでございます。なお一層、こういう小学生、幼稚園の園児の安全のために、警察等にも働きかけて努力していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○教育次長（古谷正夫君） 小ホールの改造の関係でございますけれども、二重ドアにできないかという御指摘でございます。やはり二重ドアにするというふうなことににつきましては、下に壁がないと、これも構造上もたないというふうなことから、現在では不可能でございます。

それから、ダクトの関係でございますが、ダクトを改良すれば音も少しは遮音できるんじゃないかというふうな御指摘でございますけれども、全体的に構造を直さないと、先ほども申し上げましたとおりスラブから天井から全体的に直さないと無理であるというふうなことから、現在ではこれらについての改良については考えておりませんので、ひとつよろしくどうぞお願ひします。

○一番（田村正秋君） 要望なんです、市営プールにしまして、身体障害者の更衣室と、それに伴ひましてシャワー室、それを要望いたします。

そして、夏がもう間近に来ておりますから、ことしに限って身体障害者にしましては、すのこ等を用意していただきたいと思ひます。

それから、市民会館小ホールにしましては、とにかく需要が多いということをお考えください。あくまでも適当な広さなわけでございます。一般市民のやっぱり発表の場とか、憩いの場を確保する上において、この小ホールの防音工事あ

るいは市民会館の改善に關しまして前向きに御検討ください。

それから、交通安全対策につきまして、さまざまな議員の方から意見がございましたとおり、とにかく交通事故がふえているという現在でございます。警察も警察の見解があると思いますが、あくまでも市として人命を守る上においても、この交通安全対策並びに信号機の改善につきまして要望いたします。

それから、音楽著作権問題につきましては、もう我々の生活権まで脅かされる、そういった状態になるのはもう明白でございます。私としましては、福生市でそういった委員会を組織していただきまして、それに対処するような方向、それと、あと支払い方法につきまして、この点に關しまして十分御検討していただきたいと思ひます。

○議長（村尾栄次君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（村尾栄次君） 日程第二議案第四十号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第四十号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本改正は、地方税法の一部改正に伴うものでございまして、低所得者に対する保険税の軽減基準額を二十七万円から二十八万円に引き上げ、保険税の負担の軽減を図るものでございます。

附則第七項の見出し及び本文中「昭和六十一年度分」を「昭和六十二年分」に、「二十七万円」を「二十八万円」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を、公布の日からとし、経過措置につきましては、改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、昭和六十二年分までの国民健康保険税から適用し、昭和六十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

大変難解な御説明でございますけれども、よろしく慎重御審議いただき御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十号は、厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よつて議案第四十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三議案第四十一号昭和六十二年分福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第四十一号昭和六十二年分福生市一般会計補正予算（第一号）の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由といたしまして、今回の補正は職員等の人件費が主なもので、六十一年度給与改定に伴う調整と職員の退職者等を含め、ことし四月の職員異動に伴い予算科目に増減が生じたことによるものでございます。そのほか、歳入及び歳出における中止事業が見込まれることによるものでございます。

職員人件費におきましては、職員の改選に伴う期末手当の調整によるもの、職員分については六十一年度給与改定に伴う率の調整額と退職者職員給与の減額との相殺で七百二十四万三千円の減額、また、手当関係におきましては、扶養手当の改定による増額を含め百一十万円の増額、共済費におきましては、負担金の率並びに事務費の改定により二百九十九万九千円の増額で、以上が人件費の追加補正となっております。

それでは、予算書に基づきまして内容について御説明申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして、既決予算額に歳入歳出それぞれ一千三十四万一千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ百二十七億八千六百三十四万八千円と定めようとするもの

でございます。

三ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正で、まず歳入について御説明いたします。使用料及び手数料の使用料におきまして二百八十一万二千元の追加は、住宅使用料で付加使用料の確定によるものでございます。

寄附金の二百七十七万一千円の追加につきましては、教育費寄附金で宅地開発指導要綱に基づくものでございます。次に、繰入金の特例会計繰入金で四百七十五万八千円の追加は、老人保健医療特別会計繰入金でございます。

以上が歳入で、総額一千三十四万一千円となり、歳入予算総額百二十七億八千六百三十四万八千円と相なる次第でございます。

四ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出について御説明申し上げます。

歳出については、先ほども御説明いたしました、職員の人件費が各項目に共通して計上しております金額と人員のみ申し上げ、説明させていただきますので、よろしく御願ひ申し上げます。

まず、議会費でございますが、三百二十九万九千円の減額で、これは議員の改選による期末手当に要する退任議員との支給期日の調整による減額と職員八名分の人件費合計額でございます。

次に、総務費の総務管理費におきまして二百四十二万六千円の追加でございますが、三役を含めた職員八十名分の人件費百一万五千元と交通安全標語の変更に伴う安全塔の書きかえ料九十五万円、行政委員等退任者の増に伴う表彰費、関係費の追加経費四十六万一千円との合計でございます。

徴税費の二百八十五万九千円の減額は、職員異動に伴う人件費調整額で、職員三十一名分でございます。次に、戸籍住民基本台帳費の二百三十九万二千元の減額は、徴税費同様で職員十九名分でございます。選挙費については十四万二千元の追加で、職員三名分でございます。統計調査費の五万五千元の追加は、職員二名分の追加でございます。監査委員費二十一万一千円の追加は、職員三名分でございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉費におきまして二百九十五万三千円の追加は、職員異動により一名増員を含めた二十四名の人件費でございます。児童福祉費四百二十一万四千円の追加は、職員異動により一名増員を含めた二十七名分の人件費でございます。生活保護費の十二万一千円の追加は、職員五名分の人件費でございます。

続きまして、衛生費でございますが、保健衛生費の九十六万七千円の追加は、職員九名分の人件費でございます。次に、清掃費の三百六十一万二千元の追加は、リサイクルセンター電動シャッターはか施設老朽化に伴う修繕を必要とすることから、追加経費二百七十万円と職員十三名分の人件費九十一万二千元との合計でございます。

次に、農林水産業費の農業費で十三万八千円の減額は、職員三名分の人件費でございます。

次の商工費の三十二万二千元の追加は、職員二名分でございます。

次に、土木費でございますが、土木管理費では五百三十万五千円の減額でございます。これは職員異動により一名減となり、四名分の人件費でございます。次の道路橋りょう費の六百五十二万九千円の追加は、市道改良事業費として六十年一度事業として計画しておりました市道第九九号線の用地買収費が相続名義変更等の関係から、今年度に見込確定することからの経費六百四十四万五千円の追加、それと職員十名分の人件費の合計でございます。

都市計画費の百七十四万二千元の追加は、職員十九名分の人件費でございます。住宅費につきましては二百八十一万二千元の追加でございます。これは、歳入の住宅使用料をもって木造住宅の修繕の追加として五十八万二千元、それと市営住宅管理基金へ二百十六万円の積み立てをいたそうとするもの、それと職員二名分の人件費七万円の合計でございます。

続きまして、教育費について御説明申し上げます。まず、教育総務費におきまして百七十七万八千円の追加でございますが、これは歳入の教育寄附金を学校施設等整備基金に積み立ていたそうとする二百七十七万一千円の追加と職員二十二名分の人件費九十九万三千円の減額との相殺額でございます。

次に、小学校費の四十九万四千円の追加は、職員十四名分の人件費でございます。中学校費十六万三千円の追加は、同様に六名分の人件費でございます。学校給食費の二百十萬四千円の減額は、職員異動による人件費の減で二十六名分でございます。社会教育費の三百十二万四千円の減額は、同様に人件費で三十六名分でございます。次の保健体育費の十一万三千円の追加は、職員九名分の人件費でございます。

次に、予備費でございますが、九十万八千円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございます。以上、歳出補正総額一千三十四万一千円の追加で、歳出予算総額百二十七億八千六百三十四万八千円と相なる次第でございます。

以上、大変難解な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番（上野重勝君） 人件費の予算上の問題について質問いたします。

ただいまの説明にもありましたように、今回の補正のほとんどは人件費の補正でございます。しかも、これは職員の人事異動に基づくものがほとんどであります。したがって三月に議決をされた予算の枠内で、現時点では執行できるものだろうと思います。その都度、予算を補正していただいて議会に提出していただくということは、議会を尊重し、そしてまた、その取り扱いとしては正しいことではございますが、一方におきまして、現在は行政改革が叫ばれておりますし、その中で事務の合理化、簡素化ということが言われております。

したがって、このようなものについては、例えばきのう議決をされました期末手当のように〇・〇六ヵ月、これは完全にふえるわけですから、それは九月に上程されると思いますので、そのような時期に合わせて予算計上していただいた方が事務の簡素化につながるのではないかとこのように考えておりますので、市長の見解をお伺いいたします。

○総務部長（浅見裕康君） 市長という御指名でございましたけれど、担当でございましたので私の方からお答えをいたしますので、御了承をいただきたく思います。

非常にありがたい御指摘でございました。私も事務の簡素化あるいは合理化、そういったものを一つの事務処理の方策として常に考えております。そういった意味では御指摘のとおりでございますが、先年来、この手法については一応議会からも御指摘がございまして、それで現在のような手法をとっておるといような、今までの経過もございまして、できましたならば、たまたま各予算が常任委員会に御付託をいただくということに相なっておりますので、総務委員会の中でまた方向づけをちょうだいできればと、かように御希望申し上げますので、その折はよろしくどうぞお願いいたします。

○十七番（上野重勝君） 私も今までの審議経過をよく存じております。そこで御提案を申し上げたのでありまして、この予算は特別会計を含めまして、それぞれの委員会で御審議をいただくわけでございますので、私の発言をひとつ取り上げ

ていただきました。方向づけをしていただきたい、このように思います。以上です。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 四時十分まで休憩いたします。

午後三時五十八分 休憩

午後四時十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第四議案第四十二号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

五 本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）